

平成 31 年 第 1 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成31年1月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成31年1月25日（金） 午後3時30分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員（19名）

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（6名）

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(0名)

○ 議事録署名委員

16番 氣賀澤 道雄      17番 小松 由喜一

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

議案第6号 賃借料情報の区分設定及び提供について

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主任	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後4時25分

午後3時30分 開会

局長 (竹村 正宣君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻前でございますが、全委員の皆さんおそろいになりましたので、ただいまから平成31年第1回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも、こんにちは。(一同「こんにちは」)

新しい年になりましたので、改めておめでとうございます。ことし一年、またよろしく願いをいたします。

さて、私どもの任期も一昨年の7月の20日から約半分過ぎたわけでありませう。来年の7月まで任期があるんですが、言うなれば、ことしがまさに真剣に勝負の年かなあと、そんなふうに思っております。

昨年は、最適化の指針も決めていただきました。また、農業者年金のほうも一応人数的にはクリアができたこと、目標数値に達したこと、農業新聞についても、それぞれの皆さんの御努力で部数を増やすことができ、一定の成果が上がった年かなあと、そんなふうに思います。改めて感謝を申し上げたい、そんなふうに思います。

しかし、新しい年を迎えて、本当にまさにことしが正念場であるなというふうに思っておるわけです。本当に、周りの様子を見ると、やはり担い手をどうするのか、あるいは土地の集積をどうするのかと、課題が山積しておるわけでして、この辺をやっぱり真剣に、人・農地プランを基軸にして真剣に取り組んでいかなきゃならないと、そんなふうに思っております。

ことしの流れの中で、米の生産目標数量については、この4日に小委員会がありまして、それから、それぞれの農政組合長さんに通達がされていることになるんですが、まさに、もう、2月になれば、ことしの農作業、あるいは作付についての支度をしなきゃいけない、そんな月になってくるわけです。ゆっくり議論も1月のうちかな、そんなふうにいるわけです。

天候のほうも、何か雪が本当に降らなくて、暖冬っていえば暖冬なんですけど、やっぱり、また大雪の災害の心配もしなきゃならないかなと、そんなふうに思います。

ことし一年が本当に災害のない年であってほしいなと、そんなふうにいるわけです。

そんなことで、皆さんの御健勝も祈念をしながら、簡単ですけど一言ごあいさつにさせていただきます。

局 長

よろしく申し上げます。

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 18 番 春日利一委員、お願いします。

18 番

(春日 利一君)

後、新年会があるようなので簡単にさせていただきます。

農業委員として、私、大曾倉、中山、中曾倉と担当させていただいております。急傾斜地の山間地で、また、農地パトロールに来ていただいた方は御存じかと思いますが、耕作するのに畦畔、のり面の広い土地といったところで、急傾斜地の山間地です。高齢化によって耕作できないという方が増えてきて、「人・農地プランのほうに、ことしからでも農地を貸したい。」とか「お金は要らないで、ただでもらってくれんかなあ。」と、そんなような声も出てきております。標高が 700～1,000m の山間地にあり、地理的、また気象的に農業に厳しい条件というような、猿と鹿、イノシシの被害があるので担い手の方々も引き受けてくれません。

また、中山間地域直接支払事業ということで、1 期 5 年なんですけど、ことしが 4 期の 5 年目となり、4 月から事業の加入にされるか見直しの年です。支払事業に参加しますと 5 年間は農地の管理をしなくてはなりませんので、年齢のことを考えて、75 歳の人なら 80 歳まで、これを管理していかなければならないということなんで、支払事業にまた参加されるか、どのくらいの方が参加されるか、それによっては、また荒廃地が増えるんじゃないかと心配しております。ことしも一年、どんな年になりますか。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長

(堺澤 豊君)

それでは、これより平成 31 年 1 月 4 日付、告示第 10 号をもって招集した平成 31 年第 1 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 19 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 16 番 氣賀澤道雄委員、17 番 小松由喜一委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
主任 (出口 大悟君)  
それでは議案書1ページをお開きください。  
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
1件でございます。  
場所につきましては2ページの左側をごらんください。  
3-1で表示した場所になります。  
北割1区、[REDACTED]の北東1筆85㎡になります。  
1ページにお戻りください。  
契約内容でございますが、売買。  
理由でございますが、譲受人は、自宅の目の前にある申請地にて耕作を行うため当地を取得したい、譲渡人は、耕作を行うことが難しくなっており譲受人の要請に応じるというものでございます。  
許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。  
1件につきまして御審議をお願いいたします。  
会長 (堺澤 豊君)  
地元委員の補足説明をお願いします。  
7番 (齊藤 庄一君)  
先日、現地確認をしたんですけど、この[REDACTED]さんという方、ちょうどこの前でのところに住んでおられて、[REDACTED]というマンションの中に住んでおられて、自宅のところで野菜などをつくる場所がないので、この土地を購入したいということで、別段問題はないと思います。  
以上です。  
会長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
11番 (西村 功君)  
譲渡人の備考欄の理由ですけれど、「耕作を行うことが難しくなっており」というふうに書いてありますが、具体的には、例えば高齢とか、どういう感じでしょうか。  
主任 (出口 大悟君)  
理由なんですけど、年齢の面ですとか、そういうこともあるかと思うんですけど

れども、すみません、ちょっと具体的な詳細な理由を伺っておりませんでして、  
ちょっとまた、こちらのほうは確認させていただきたいと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

よろしいですか。

譲渡人は、これは個人的な話になるんだけど、私の同級生でして、以前から  
健康上の問題があつて、通常の農作業だとか、そういうのが余りできない状態  
だつていうふうに認識はしています。事務局のほうで、また確認してください。

主 任 (出口 大悟君)

はい。確認します。

会 長 (堺澤 豊君)

西村委員さん、よろしいですか。

11番 (西村 功君)

はい。いいです。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

ちょっと1点確認をさせてください。

地図の■■■■さんの住宅の黒塗りになっている部分が、これ、農地の一部に  
なっているんだけど、これは全部じゃあないっていう判断でいいんですか。

主 任 (出口 大悟君)

今回の申請地の北側ですとか、一帯が今回の譲受人の■■■■さんの所有する  
農地となつておりまして、一体的に利用するというところでございます。

会 長 (堺澤 豊君)

黒塗りの部分だけ■■■■さんの土地だったんですか。

主 任 (出口 大悟君)

そうです。今回の申請地のみが■■■■さんの名義となつておりまして、それ  
以外につきましては、この周辺農地は■■■■さんの所有地となっております。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第1号について原案どおり可決することに御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よつて、議案第1号農地法第3条の規定による許可  
申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

主任

続いて、  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
(出口 大悟君)  
そうしましたら、議案書の3ページをお開きください。  
農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
1件でございます。  
場所につきましては4ページの左側をごらんください。  
4-1で表示した場所になります。  
北割1区、XXXXXXXXXXの西1筆1,165㎡になります。  
3ページにお戻りください。  
申請目的でございますが、共同住宅。  
理由でございますが、申請人は、年齢的に耕作に携わることが難しく、後継者もほかに職業があるため農業を行うことが難しい、XXXXXXXXXXより提案を受け、安定した土地活用を図るため共同住宅として使用したいというものでございます。  
農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

会長

7番

1件につきまして御審議をお願いいたします。  
(堺澤 豊君)  
地元委員さんの補足説明をお願いします。  
(齊藤 庄一君)  
この件も、先日、現場確認をさせていただきました。  
地図を見ていただきますと、西側になりますかね、ここの土地もXXXXXXXXXXさんの土地で、今現在、現状は、牧草っていうか、耕作関係のものは何も見当たらず、いわゆる牧草地のような状況になっております。  
それと、そして低層住宅地なんで、問題はないと思いますし、これだけの面積の排水管理も地下浸透でやるっていうことなんで、南側にある河川のほうへの影響も少ないと思われまして。

会長

そういうことで、一応問題はないんじゃないかと思われまして。  
以上です。  
(堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。



- 24番 (宮下 修君)  
これ低層住宅ということですけど、何軒くらいが入るのかということと、地下浸透っていうのは、ゆくゆく浸透しなくなったりとかっていうことがあるんですけど、合併浄化槽とか、そういうことには持っていけないのかというのが、逆に浄化槽をつけて河川にというわけにはいかないんでしょうか。地下浸透っていうのは、詰まってきたときはどういう対応するのかっていうのが大変これからは気になることだと思うんですけど。
- 7番 (齊藤 庄一君)  
ちょっと、まだ、そのことは、トラブルが起きたときの対応だとかね、そういうことまでは、まだ聞いていないです。
- 主任 (出口 大悟君)  
ちょっとこちらのほうでも、雨水排水について将来的に処理できるのかどうかっていうのは、まだ確認できていませんので、必要な書類については、提出していただくようにこちらのほうで連絡をしたいと思います。
- 会長 (堺澤 豊君)  
ほかに。  
事務局にちょっとお聞きしたいんですが、これ、業者は■■■■さんになっているけれども、今、■■■さんは、駒ヶ根にもかなり入っているし、■■■もかなり入っています。過去に何か問題、トラブルになった事案があるかどうかっていうこと、それから、やっぱり地主の皆さんは、よく、アパートにしる何にしる、お願いをしてやっていくわけですけども、最終的に入居者がなかったり出ていっちゃった場合に、結果的にアパートや集合住宅っていうのは、あれじゃないですか、地主さんが最後に泣きを見るようなことが往々にしてあるんで、そこら辺の心配っていうのがあるのかどうか。
- 主任 (出口 大悟君)  
そうですね。確かに、ここ最近、■■■■からの問い合わせが以前よりは確実に件数が増えていまして、ほかの市町村さんでも、そういう何か問題があったとか、そういうところについても今後確認していきたいと思いますので、もし何か、また、そういう事案がありましたら御連絡させていただきたいと思います。
- 会長 (堺澤 豊君)  
ほかに質問、御意見ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第2号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会 長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

(出口 大悟君)

そうしましたら議案書の5ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページの左側をごらんください。

5-1で表示した場所になります。

南割区、XXXXXXXXXXの西4筆1万615㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人は、今回の申請地において、面積、土地形状、電線網などの各条件が太陽光発電に適していると考え当地を使用したい、貸付人は、高齢であり農地としての利用が難しく、当地を賃借することにより生活資金の足しにしたいと考えたため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては3種、近くにXXXXXXXXXXありということでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては6ページ右側をごらんください。

5-2で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの南東2筆97㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地、庭となっております。

理由でございますが、譲受人は、自宅の目の前である当地を自宅の庭として利用したいと考えたため当地を取得したい、具体的には家庭菜園として利用したいとのことでございます、譲渡人は、住宅を売却することになり、それに伴い申請者から当地を取得したい旨の依頼があったため譲受人の要請に応じる

というものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、消極的2種、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては7ページ左側をごらんください。

5-3で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の南1筆432㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は、現在親の家に同居しているが、子どもの成長とともに手狭になってきており、実家に近い当地に住宅を建築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は、申請地周辺は全て宅地であるため農業に適さないと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては7ページ右側をごらんください。

5-4で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の東2筆2,946㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は、当地が面積、土地形状、日照条件などの各条件が太陽光発電施設に適していると考え当地を取得したい、譲渡人は、高齢のため農地としての利用が難しく、今後の生活資金の足しとするため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

計4件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

1番については私のところですので説明をさせていただきますが、以前より、これは転用するっていう地図の中で出ている所も含めて太陽光をやりたいという業者がやっていたんですが、途中で頓挫をしちゃって、[REDACTED]の[REDACTED]さんが後を引き継いでやるということで、転用済みのところは、コンテナキノコをやるということで以前に許可をいただいているところです。今度、規模が大きくなるんで、いわゆる電力会社、それから区の関係の許可、打

ち合わせの中でいいよという話になったということで、今回、太陽光発電で転用をかけたいということでもあります。

以上です。

23番 (大沼 昌弘君)

2番です。町2区の[ ]でありまして、この地帯は本当に住宅密集地でありまして、なかなか、そういう家庭菜園などできないところでありましたので、本人から、こういう土地がないかということでありまして、これは近い所でありまして、その密集地の皆さんたちにも了解を取りつけているということでありましたので、これについてはいいのではないかということでありましたので、問題ないと思います。

10番 (堀 敏君)

3番ですけれども、先月の委員会のときに御承認をいただいておりますが、農地転用の案件、その隣の農地をさらに宅地化するという案件でございます。

転用は、備考欄に書いてありますように、環境に及ぼす影響など問題はないだろうということでございます。

それから、4番目ですが、譲渡人が80歳前後ということで、高齢で、今まで認定農業者にソバ畑として貸し出しをしてきたという経緯があります。

譲渡人は、医薬品の販売がメインの会社でございまして、副業として太陽光事業をやりたいということで、周辺への説明等につきましては、地元の自治会では、事業説明会あるいは協定書の取り交わし等、全て終わっております、特に問題はないというふうに判断しております。

以上です。

会長 (塚澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

2番なんですけれども、備考欄に「譲受人は、自宅の目の前である当地を、自宅の庭園として利用したいと考えたため、当地を取得したい。」ってあるんですが、使用する[ ]さんの表記がないんですが、これは表記がないということなんですか。

主任 (出口 大悟君)

すみません。説明が不足しておりまして申しわけありません。

今回の譲受人の[ ]さんなんですけど、5-2の地図で[ ]さんという住宅があるんですけども、この[ ]さんの住宅に住まわれている方が[ ]さんです、[ ]さんとは御家族のようでして、この[ ]さんの御家族が今回申請をしてきたということでございます。

会 長 (堺澤 豊君)  
氣賀澤委員さん、よろしいですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)  
はい。わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)  
ほかに。

8 番 (村上 英登君)  
1 番なんですけど、貸付人が生活資金の足しにするっていうことなんですけど、後継者はいらっしゃるんですか、この人の。  
それと、4 番なんですけど、4 番の譲渡人も後継者っていう人がいるんですか。

主 任 (出口 大悟君)  
農業の後継者ですか。

8 番 (村上 英登君)  
ええ。

主 任 (出口 大悟君)  
すみません。ちょっとそこは確認していませんでしたので、確認したいと思います。

会 長 (堺澤 豊君)  
1 番については、子どもさんが女の子で、養子を迎えて、2 人とも █████ だったんで、奥さんは退職されて、今、旦那さんは █████ で勤められているんですが、本人自体はもう 90 歳を過ぎているんで、農業をやるっていう状況じゃないです。  
一応、地域の中では、農事部だとか、そういった中ではおつき合いがあるんですが、まだ █████ で勤務しているんで、退職すれば、ほかにもかなり耕作面積があるんで……。

10番 (堀 敏君)  
お歳をとっておられて、ずっと認定農業者にソバ畑で貸し付けをしていたということからすると、後継者がいなかったということだと思います。

会 長 (堺澤 豊君)  
村上委員さん、よろしいですか。

8 番 (村上 英登君)  
生活資金の足しってというのがちょっと何か引っかけたもんで、面倒を見てくれる人がそばにいるのかなって、後継者がっていうよりも、と思ったんですけど、でも、1 番の人はいる、面倒を見てもらう人がいるということですね。4 番の人もおひとりではないと。

会 長 (堀澤 豊君)  
事務局に1件確認したいんですが、1番の契約内容で、賃貸で、これ価格が200に年間なっているけれども、これは、単位は円ということなんですね。

主 任 (出口 大悟君)  
1㎡当たり年間200円ということでございます。

会 長 (堀澤 豊君)  
ほかに御意見ございませんか。

13番 (宮澤 辰夫君)  
4番のことなんですけれども、これだけ広い場所へ太陽光発電をするっていうのは、電気の関係の管理の資格を持った人がいないと多分だめだと思うんですけども、やる人の職業が「置き薬販売」って書いてあるんですけども、この人が全てをやるっていうことなんですか。

10番 (堀 敏君)  
施工は、1番に書いてあります[REDACTED]さんですか、こちらが施工をされる、代理というかで、実質購入されるのは[REDACTED]さんという会社ということですか。管理するのは、1番の[REDACTED]というところが現にこの管理をということなんです、管理は、購入者が自分のところでやるか、どこかに委託するかについてはわかりませんが、夏とかの草刈りとか、そう管理はしていくと思います。

会 長 (堀澤 豊君)  
宮澤委員さん、よろしいですか。

13番 (宮澤 辰夫君)  
はい。いいです。  
ちょっと気になったのは、目立つ場所だもんで、買ったはいいいけれども、あとの後始末がうまくいかなんだでって言って荒れ放題になるとみともないことになるぞと思って心配しただけです。

会 長 (堀澤 豊君)  
ほかに。——ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堀澤 豊君)  
なければ、議案第3号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堀澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許

可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

ここで議案第4号の審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により8番 村上英登委員、18番 春日利一委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[8番 村上英登君・18番 春日利一君 退場]

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは議案書8ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、平成31年2月1日付の公告でございます。

期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、田んぼが12万1,328㎡で、合計も同じ12万1,328㎡、貸し手が36、借り手が25でございます。

(2)番(3)番の表につきましてはお目通しをいただきまして、9ページから14ページまでの個別の詳細が載っておりますので、始期につきましては全て平成31年2月1日付になっております。権利の内容につきましては御確認ください。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

それぞれ関係する委員さん、地区のあれがありますんで、確認だけしてください。

[各自黙読]

会 長 (堺澤 豊君)

よろしいでしょうか。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。——よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第4号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。——御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
退席されている委員の着席を求めます。  
〔8番 村上英登君・18番 春日利一君 入場・着席〕

会 長 (堺澤 豊君)  
それでは、  
議案第5号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)  
それでは議案書15ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。  
まず、農用地利用集積計画総括表をごらんください。  
まず公告年月日でございますが、平成31年2月1日。  
期間の終期でございますが、契約期間が10年で、田んぼが2万2,749㎡、畑が9,232㎡、全部で合計3万1,981㎡でございます。  
貸し手が12で、借り手が農業開発公社のため1となります。  
16ページから17ページが利用権設定をする各筆明細となっております、12名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で28筆を貸し付けることとなります。  
権利の種類につきましては使用貸借となります。  
以上について御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、18～20ページにある利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸し付ける予定でございますので、御確認をよろしくお願いいたします。  
以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第5号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



会 長 (堺澤 豊君)  
異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、  
議案第 6 号 賃借料情報の区分設定及び提供について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)  
それでは議案書 21 ページをお開きください。  
賃借料情報の区分設定及び提供について御説明をし、御提案とさせていただきます。

こちらにつきましては、毎年出しております駒ヶ根市の賃借料情報であります。

毎月の議案に掲載しておりますが、農用地利用集積計画の貸借の部分について去年の 1 月～12 月分として報告された内容の集計でございます。

10 a 当たりの賃借料をデータ化したものとなっております。

表の下のほうを見ていただきますと、水田の部と畑の部分に分かれておりますので、まず水田の部から御説明をさせていただきます。

水田の部でございますが、地区が 3 つに分かれております。①は竜西、②については 40 a 以上の下平地区の土地となります。①の竜西には②を除いた下平地区も含まれております。③については竜東地区のデータとなっております。

竜西につきましては、平均額が 6,500 円、最高額が 1 万 8,000 円、最低額が 1,000 円ということでございます。

②につきましては、平均額が 7,800 円、最高額が 1 万 3,000 円、最低額が 4,000 円ということでございます。

③竜東地区につきましては、平均額が 5,800 円、最高額が 1 万 3,000 円、最低額が 2,000 円でございます。

続きまして 2 番の畑の部ですけれども、こちらについては竜西と竜東の 2 つに分かれております。

竜西につきましては、平均額が 2,900 円、最高額が 1 万 5,000 円、最低額が 2,000 円でございます。

竜東につきましては、欄外米印の 4 にもありますが「データ数が 5 未満の場合は提示しない。」ということになりまして、今回のデータ数につきましては 1 件のみということございましたので数字は入っておりません。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

質問ですけれども、ここに平均額、最高額、最低額ってあるんですけれども、その一番右に「金銭を伴わない貸借の件数」っていうところに305件とかあるんですが、通常、最低額はゼロ円かなっていうふうに思うんですけれども、この表をつくるに当たって、その額の表示、はっきり言って何か取り決めがあって最低額が1,000円とするとか、それから、ゼロ円というのは価格ではないという捉え方なのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

主任 (出口 大悟君)

金銭を伴わない貸借もありまして、それについては、ゼロ円ということで、最低額のほうには反映させておりません。

また、ゼロ円のものもありますし、場合によっては明確な金額の提示がないまま相対で貸し借りをしているものもあるようですので、そういうものにつきましてもゼロ円に載っていませんし、場合によっては物納で行っているものもあれば、幾らか年が終わったときに決めるというものもあるようでして、そういったものについては、一旦、ゼロ円ということで金銭を伴わない貸借の件数に入れさせていただいております。

16番 (氣賀澤 道雄君)

値段のついたもののみ最低金額云々のところに載るということでいいですね。

主任 (出口 大悟君)

そうですね。現時点で値段のわかるものについてのみ、こちらのほうに反映させております。

会長 (堺澤 豊君)

氣賀澤さん、よろしいですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

はい。

会長 (堺澤 豊君)

ほかに。

22番 (北原 実君)

ちょっとお伺いしたいんですけれども、この中の一番下のコメントに「利用の目的が、農業用施設及び果樹は集計に含まない。」ということで記載されているんですけれども、その理由つつのが何かわかりましたら教えていただきたいと思うんですけど。

例えば施設を施設ごと借りたとか、果樹があるものを借りたとか、借りてか

ら植えたとか、何かそんなケースがあるんじゃないかなろうかとは思いますが、恐らく施設がそこにあれば施設の価値によって価格は変わるでしょうし、果樹がそこに植わってれば、その果樹も資産価値がありますので、その果樹の資産評価によって変わるから集計から除外したのかなあというふうに憶測したんですけれども、果たしてそのとおりかどうかお伺いしたいんです。

主任 (出口 大悟君)

今、北原委員さんがおっしゃられたように、そういうことで今回の集計には含まないということで間違いないかと思えます。

会長 (堺澤 豊君)

北原委員さん、よろしいですか。水田と畑地のみということですよ。施設関係と樹園地については出してないんです。これは余談になるけれども、私も借りているんです、施設を。かなり高いです。

22番 (北原 実君)

微妙なところなんで、僕もそう思ったんだけど、目的が施設をつくるためにつつと、実は更地ですよ。果樹も植えるためにつつと、それは水田であったり畑だったりする。ちょっとそこのところがうまく理解できなくて……。

会長 (堺澤 豊君)

よろしいですか。

7番 (齊藤 庄一君)

ちょっと関連したことで、こういう場ですもんで、もしできれば、農業施設、いわゆるパイプハウスだとか、そういった場合に、どのくらいの、いわゆる年貢を払っているのかどうかつつと、具体的にわかれば、私たちも、地元や田んぼを借りて、そして、その施設を借りたりするとどのくらいで貸してくれるのかいつつと聞かれる可能性もあるんですよ。もしできれば、そういう具体的なデータつつと、価格がわかれば、こういう場で教えていただければなあと思うんですけどね。

会長 (堺澤 豊君)

齊藤委員さん、水田と畑地についてはいいんですけど、施設については、例えば温室っていうようなものもあるだろうし、大型鉄骨ハウスもあるだろうしパイプもあるだろうから、その辺を賃貸で借りている人もいるから、金額は出るけれども、それを公表して提供するっていう状況にはならないから、そういった物件について調べていただいて、委員さんが参考のために持っておくっていうのは別に構わないのかなあというふうに思うということです。

7番 (齊藤 庄一君)

そういう難しいことがあるんだね。

主任 (出口 大悟君)

会長がおっしゃられたとおり、そういうことでいいかと思えます。

7 番 (齊藤 庄一君)  
はい。わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)  
いいですか。

7 番 (齊藤 庄一君)  
ええ。いいです。

会 長 (堺澤 豊君)  
例えば、去年そういうのが……

7 番 (齊藤 庄一君)  
調べようと思えばね、多分調べられるんだけど……。

会 長 (堺澤 豊君)  
■■■■君が、イチゴをやっている、北割の■■■■さんのところのハウスを借りていたんです。あれは2区ですか、1区ですか。あれ年間■■■■なんです。だから、施設によって随分違いがあるんで、情報としては委員さんが持っていることはいいと思うんですけども、公表するっていう状況ではないと思います。

7 番 (齊藤 庄一君)  
わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)  
よろしいですか。

7 番 (齊藤 庄一君)  
はい。

会 長 (堺澤 豊君)  
ほかに。

11番 (西村 功君)  
ちょっと教えてもらいたいんですが、農地利用集積計画のほうでは小作料という数字があるんですけど、小作料と、こちらでいう賃借料っていうのはどんな感じで違ってくるのかということを知りたいと思います。

主 査 (井上 幸代君)  
農地集積計画で出ている小作料がこちらの金額になります。  
農協さんのほうでは小作料という名称で扱われています。

11番 (西村 功君)  
同じことをいう言い方が違うということですね。

会 長 (堺澤 豊君)  
西村委員さん、よろしいですか。

11番 (西村 功君)  
はい。

会長 (堺澤 豊君)  
これ、賃借料は、いろいろお聞きするけど、円滑化事業と中間管理事業を含めたものですか。

主任 (出口 大悟君)  
含みます。

会長 (堺澤 豊君)  
ほかに。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第6号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第6号 賃借料情報の区分設定及び提供については、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
以上をもちまして総会に付議された議題については審議が全て終了しました。  
これにて平成31年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。  
大変御苦勞さまでした。  
午後4時25分 閉会